

【笠間市】

1.端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	5,126 人	5,007 人	4,817 人	4,629 人	4,480 人
②予備機を含む整備上限台数	5,894 台	5,758 台	5,539 台	4,725 台	332 台
③整備台数（予備機除く）	0 台	0 台	570 台	3,910 台	0 台
④③のうち基金事業によるもの	0 台	0 台	570 台	3,910 台	0 台
⑤累積更新率	0%	0%	12%	97%	100%
⑥予備機整備台数	0 台	0 台	28 台	312 台	0 台
⑦⑥のうち基金事業によるもの	0 台	0 台	28 台	312 台	0 台
⑧予備機整備率	0%	0%	5%	8%	0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

1.端末の整備・更新計画の考え方

- ・令和 3 年 5 月から小学校 1 年生から 5 年生までは iPad、小学校 6 年生から中学校 3 年生までは Chromebook の使用を開始している。端末の更新は 2 か年で行い、令和 8 年 4 月に小学 6 年生分を更新し使用開始。令和 9 年度に残りの全学年を更新し使用開始していく。
- ・卒業生の端末を回収し、新入生の端末を配置していくことを基本的な方針とし、段階的な更新を行なっていく。

・文部科学省が示している予備機の整備台数上限は「児童生徒数の 15%以内」としているが、iPad 故障率が 5%前後で推移していることを踏まえ児童生徒総数の 5%を目安に予備機を段階的に整備する。Chromebook の故障率は年間 20%前後で推移しているため、回収した端末は代替え機として運用する予定。回収後、使用可能な端末を予備機として運用する予定。

2.更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について

○対象台数

- ・5,878 台うち
(内訳) iPad3,240 台 Chromebook2,638 台

○端末のデータの消去方法

- ・せり売り事業者および処分事業者へ委託し、リセット操作が可能な端末については、自治体職員の当該操作によるデータ消去後、せり売り事業者へ引き渡しを行う。
- リセット操作を行うことができない端末については処分事業者へ委託し、データ消去の上、物理破

壊証明書等を提示させる。

○処分スケジュール（予定）

- 令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始および旧機種回収、選別（Chromebook）
使用可能機体は予備機として運用する。
- 令和 8 年 8 月 廃棄処分事業者選定
- 令和 8 年 10 月 使用済端末の事業者への引き渡し
- 令和 9 年 2 月 再資源化およびデータ消去の完了
- 令和 9 年 4 月 新規購入端末の使用開始および旧機種回収、選別（iPad・Chromebook）
- 令和 9 年 8 月 せり売り、または廃棄処分事業者選定
- 令和 9 年 10 月 使用可能端末の事業者への引き渡し使用済端末の事業者への引き渡し
- 令和 10 年 2 月 再資源化およびデータ消去の完了

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : iPad 約 1,000 台、Chromebook 約 100 台
- ・減価償却期間経過後せり売り等の方法による有償売却 : iPad 約 2,100 台
- ・小型家電リサイクル法認定事業者にて再使用・再資源化を委託 iPad 約 100 台、Chromebook 約 2,500 台